平成２２年（フ）第５５４号
千葉県柏市明原３丁目10番18号　第２明原ハウス102号
債務者　勝田　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５５５号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目12番地の25
債務者　入戸野浩章
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７６号
千葉県柏市豊住５丁目２番23号エステートピアＴ―101号
債務者　山口　啓造
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１９号
兵庫県伊丹市清水２丁目４番８号
債務者　濱　　光徳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市清水２丁目４番８号
債務者　濱　　桂子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３３号
兵庫県伊丹市東野４丁目14番地の６
債務者　野崎久美子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５３号
兵庫県宝塚市鶴の荘23番19号、前住所兵庫県宝塚市川面４丁目１番82―604号
債務者　高濱　清彦
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５１８号
兵庫県西宮市小松町２丁目７番５号
債務者　森本　周一
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６号
和歌山県日高郡由良町大字里1118番地の１
債務者　宮下　育子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２１６５号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘10棟712号
債務者　小原　弘幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６６号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘10棟712号
債務者　小原佐鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８２号
名古屋市中川区大当郎３丁目1501番地　郷中グリーンハイツＢ205号
債務者　芝﨑　好視
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
神戸市須磨区北落合１丁目１番318―504号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目52番地の14
債務者　島本美左子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８２号
神戸市東灘区魚崎北町３丁目12番10号シャトレ甲南302号、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目４番15―303号
債務者　申鉉貴こと　申　　秀
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３５号
神戸市須磨区東落合２丁目９番８号　２―201号
債務者　石川　卓司
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９５号
兵庫県三田市屋敷町18番17―107号、従前の住所兵庫県三田市乙原224番地１
債務者　増田　光幸
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０９号
神戸市垂水区泉が丘５丁目12番25号コーポ泉が丘202号、従前の住所千葉県市原市泉台５丁目21番地５
債務者　松尾　裕之
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部